

第8章 役員選挙規則

(理事の定数)

第26条 定款第27条に定める理事数以内で、選挙前年9月末の支部正会員数をもとに、各支部の理事数を基礎定数1名、残りをドント方式で割り当て、理事会の協議の上決定する。

(次期理事の選出)

第27条 前条に定める次期理事は、支部ごとに次期代議員の中から互選される。

2 前条の理事選出は、選挙年の5月15日までに電子投票システムを使用して行う。

3 投票連記数は、前条で割り当てた各支部の理事定数とする。選出は社員総会にて過半数の賛成を得た者の中で得票数の上位順に当選とする。

4 中央選挙管理委員会は、あらかじめ定めた期日に電子投票システムより投票結果データを出力した後、中央選挙管理委員長は選挙結果を理事長に報告する。

5 中央選挙管理委員長は選挙結果を代議員総会にて報告し、代議員総会にて次期理事を決定する。

6 理事の資格は、就任年度の4月1日現在で63歳未満とする。

(推薦理事の選出)

第28条 推薦理事は、定数の範囲以内で最大3名まで理事長推薦のもと、代議員総会にて決定する。ただし、推薦理事は副理事長を兼ねることができない。

(次期理事長の選出)

第29条 次期理事長は、次期理事の中より選出されるため、理事長に立候補する次期理事は、選挙年に開催される代議員総会の開始日の30日前までにマニフェストを中央選挙管理委員長へ提出する。

2 中央選挙管理委員長は、マニフェストを受付後、直ちにホームページに掲載する。

3 次期理事長候補は、新代議員による初回代議員総会においてマニフェストを発表する。

4 次期理事の選挙は、上記代議員総会のマニフェスト発表終了までに電子投票システムを使用して行う。

5 前項の投票結果最上位者を代議員総会推薦の次期理事長候補として選出する。

6 次期理事による初回理事会において、代議員総会の推薦結果を十分に考慮した上で、次期理事長を決定する。

7 理事長の資格は、就任年度の4月1日現在で61歳未満とする。

(代議員の定数)

第30条 代議員定数の算出基準は、選挙前年9月末の正会員数とする。定款第11条第1、2項に従い算定する。算定された各支部の代議員定数が端数の場合は切り上げる。

2 各支部の女性代議員数は、前項で定められた代議員定数をもとに、選挙前年9月末の

正会員女性比率で割り当てる。最小代議員数は1名とし、小数点以下の端数は切り捨てる。

3 各都道府県の最小代議員数は2名とする。

(次期代議員の選出)

第31条 代議員の選挙は、第17条に示す支部を単位として行われる。

2 中央選挙管理委員会は、選挙前年10月末日までに各支部の代議員定数を支部選挙管理委員長に通知する。

3 中央選挙管理委員長は、支部選挙管理委員会名簿および選挙日程を公示する。

4 投票は電子投票システムを使用して行う。

5 選挙期間は3週間とし、選挙年の3月1日から3月31日の間で、中央選挙管理委員会が設定する。

6 投票連記数は各支部の代議員数の半数とし、支部選挙管理委員会が決定し、11月末までに中央選挙管理委員会に通知する。

7 中央選挙管理委員会じゃ、あらかじめ定めた期日に電子投票システムより投票結果データを出力した後、支部選挙管理委員会へ投票結果データを紙媒体で通知する。

8 支部選挙管理委員会は、第30条で定めた定数を、女性代議員、各都道府県最小代議員数2名を先に、得票数の上位順に選出し、残りの代議員定数は、同様に得票数の上位順に選出する。

9 支部選挙管理委員長は、選挙年の4月15日までに選挙結果を中央選挙管理委員長に報告する。

10 中央選挙管理委員長は選挙結果を理事会に報告し、理事会は次期代議員を確定する。

11 理事長は、選挙結果を次期代議員に通知する。

12 代議員の資格は、就任年度の4月1日現在で63歳未満とする。

(理事・理事長の任期)

第32条 理事の任期は、1期2年とし、8期までの再任を認めているため、連続する2期ごとの1期終了時の定時代議員総会において信任決議を受けるものとする。信任を受けられず解任された場合もしくは定年による退任の場合は、就任年度の4月1日現在で63歳未満の次点の者が繰り上げとなり、代議員総会決議にて決定する。

2 理事長の任期は、1期2年とし、2期までの再任を認めているため、1期終了時の定時代議員総会において、信任決議を受けるものとする。解任された場合は、定時代議員総会にて引き続き、新理事長候補を選出し、その推薦に基づき理事会の決議にて理事長を選出する。

(代議員・理事・理事長の定年)

第33条 定年は64歳に達した後の3月末とする。

2 理事・理事長については、64歳に達した後の各期終了年である2年目の代議員総会締結時までとする。